

災害時における災害応急対策業務及び 建設資材等の調達に関する包括的協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）並びに茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、山梨県知事、長野県知事、さいたま市長、千葉市長、横浜市長、川崎市長、相模原市長、独立行政法人水資源機構理事長、東日本高速道路株式会社関東支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長及び首都高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会関東支部長（以下「丙」という。）は、地震・豪雨等の異常な自然現象又は大規模な事故等による被害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に行う業務等に必要事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の実施範囲・対象施設）

第2条 業務等の実施範囲・対象施設は、次のとおりとする。

なお、業務等の要請は、被災地の状況等を踏まえ甲又は乙と丙が調整の上、実施するものとする。

- 一 甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）における災害発生又は発生するおそれがある箇所
- 二 関東地方整備局管内（以下「管内」という。）に位置する地方公共団体等（乙を除く。）の所管施設等における災害発生又は発生するおそれがある箇所
- 三 前二号に掲げるもののほか、大規模災害が発生した場合に甲が業務等を要請する国内における関東地方整備局管外（以下「管外」という。）の災害発生箇所（管外に位置する地方公共団体等の所管施設等を含む。）

（災害応急対策業務）

第3条 甲又は乙は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、丙に災害応急対策業務を要請できるものとする。

2 甲又は乙は、前項の要請を行おうとする時は、別に定める様式等により、丙に、関東支部の会員（以下「会員」という。）の使用可能な建設機械、建設資材等の状況、作業可

能人員に関する情報等（以下「会員の情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。

- 3 丙は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の情報を収集し、甲又は乙に報告するものとする。ただし、管内で非常体制基準に達した災害（震度6弱（東京23区は震度5強）以上の地震）が発生した場合、丙は、前項の要請を待たずに、会員の情報の収集を開始し、甲又は乙への報告に努めるものとする。
- 4 前項の報告等を踏まえ、甲又は乙は、会員の情報により、災害応急対策業務を実施する会員を特定し、要請するものとする。
- 5 甲又は乙は、前項の規定により会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。
- 6 会員は、甲又は乙から第4項の要請があった場合、甲若しくは関東地方整備局の事務所等の長（以下「事務所長等」という。）又は乙若しくは乙の組織の地方機関等の長（以下「地方機関の長等」という。）の指示を受け、速やかに所管施設等の被災状況を把握し、災害応急対策業務を実施するものとする。
- 7 丙は、第1項の規定により甲又は乙から要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

なお、業務の遂行に必要な事項について、甲又は乙は丙に可能な限り協力する。

（建設資材等の調達）

第4条 甲又は乙は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、別に定める様式等により、丙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

- 2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、当該要請者に報告するものとする。
- 3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材等の在庫情報により、調達を実施する丙又は会員を特定し、調達の具体的な内容を指示するものとする。
- 4 丙又は会員は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、速やかに甲若しくは事務所長等又は乙若しくは地方機関の長等の指示する場所に調達を実施するものとする。
- 5 丙は、第1項の規定により甲又は乙から要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

（業務等の実施体制）

第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。また、変更が生じた場合は速やかに共有するものとする。

- 2 丙は、会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設機械、建設資材等の数量を把

握し、協定締結後、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

なお、本協定の有効期間を延長した場合、丙は、技術者、建設機械、建設資材等について速やかに報告するものとする。

- 3 丙は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において迅速に業務等ができるよう、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第6条 甲は、大規模災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、第3条（災害応急対策業務）及び第4条（建設資材等の調達）の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。

この場合、乙が第3条（災害応急対策業務）及び第4条（建設資材等の調達）の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。

なお、甲は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙及び丙に連絡するものとする。

- 2 前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は地方機関の長等が、第3条第6項（災害応急対策業務）及び第4条第4項（建設資材等の調達）の指示を行うものとする。

(本協定の効力)

第7条 本協定は、甲若しくは事務所長等又は乙若しくは地方機関の長等と丙又は会員が締結する同じ目的の協定を妨げるものではない。

(地方公共団体等からの要請)

第8条 甲は、管内の地方公共団体等（乙を除く。）から甲又は乙に業務等の要請があったときは、丙に業務等の実施を要請することができるほか、地方公共団体等との契約による業務等の実施を打診することができる。

- 2 甲は、被災した管外の地方公共団体等の位置する整備局等と調整の上、管外の地方公共団体等からの要請を受けたときは、丙に管外の地方公共団体等との契約による業務等の実施を打診することができる。

(契約の締結)

第9条 甲若しくは事務所長等又は乙若しくは地方機関の長等は、丙又は会員に、業務等の実施を要請したときは、遅滞なく、契約を締結するものとする。

- 2 第6条（大規模災害時等の場合）の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、当該業務等を必要とした乙又は地方機関の長等が、業務等を実施する丙又は会員と、遅滞なく、契約を締結するものとする。

- 3 丙又は会員は、契約締結に当たっては、労災保険に加え、本協定に基づき業務等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結するよう努めるものとする。

(広報活動及び被災地での円滑な活動等の推進)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づき丙又は会員が実施する業務等の円滑な遂行及びその重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、丙及び会員と連携しつつ広報活動及び啓発活動の充実等の取組を実施するよう努めるものとする。

- 2 本協定を用いた甲の要請に基づき活動する場合には、丙又は会員は TEC-FORCE パートナー（緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令（平成24年国土交通省訓令第31号）第6条第2項に規定する TEC-FORCE パートナーをいう。）として活動し、被災地において広報や災害応急対策業務等の円滑な実施のため、統一的な衣類の着用等の取組を実施することを基本とする。

(訓練の実施)

第11条 甲、乙及び丙は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和8年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙又は丙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了するときも同様とする。

- 2 本協定締結後、甲、乙又は丙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。

なお、申し出の時期は廃止する期日の1箇月以前とする。

(損害の負担)

第13条 丙又は会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員若しくは建設資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後、遅滞なく、その状況を書面により当該業務等を指示した機関に報告するとともに、その損害の負担については、公共工事標準請負契約約款等に基づき作成・締結された契約書の規定によるものとする。

- 2 第6条（大規模災害時等の場合）の規定により、甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、丙又は会員は当該業務等を必要とした乙又は地方機関の長等と協議して定めるものとする。

- 3 第8条（地方公共団体等からの要請）の規定により、甲が地方公共団体等からの要請

により、丙に打診した業務等については、丙又は会員は当該業務等を必要とした地方公共団体等と協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

(附則)

平成30年3月28日付けで国土交通省関東地方整備局長並びに茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、山梨県知事、長野県知事、さいたま市長、千葉市長、横浜市長、川崎市長、相模原市長、独立行政法人水資源機構理事長、東日本高速道路株式会社関東支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長及び首都高速道路株式会社代表取締役社長と一般社団法人日本建設業連合会関東支部長との間で締結した「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」は廃止する。

(署名)

本協定の証として、本書20通を作成し、それぞれ甲、乙及び丙が捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月9日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省 関東地方整備局長

橋本雅道



乙 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事

大井川和彦



栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県知事

福田 富一



群馬県前橋市大手町1丁目1番1号
群馬県知事

山本 一本



埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県知事

大野 元裕



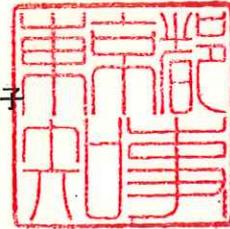
千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県知事

熊谷 俊人



東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
東京都知事

小池 百合子



神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事

黒岩 祐治



山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事

長崎幸太郎



長野県長野市大字南長野字幅下692番地の2
長野県知事

阿部守一



埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市長

清水勇人



千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市長

神谷俊一



神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市長

山中竹春



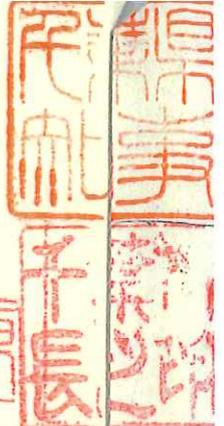
神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長

福田紀彦



神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市長

本村 賢太郎



埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
独立行政法人 水資源機構 理事長

金 尾 健 司



埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地20
東日本高速道路株式会社 関東支社長

松 坂 敏 博



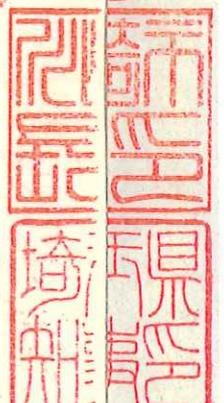
東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社長

荒 井 靖 博



東京都千代田区霞が関1丁目4番1号
首都高速道路株式会社 代表取締役社長

寺 山 徹



丙 東京都中央区八丁堀2丁目8番5号 東京建設会館
一般社団法人日本建設業連合会 関東支部長

東 出 明 宏

